

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針の決定（農政課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（漁港課）

建設工事に係る調達契約の一般競争入札参加者の資格審査の申請手続等（管理課）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の変更（ 〃 ）

一般国道の供用の開始（ 〃 ）

県道の供用の開始（ 〃 ）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

改良普及員資格試験の実施（経営指導課）

林業改良指導員資格試験の実施（林務課）

◇ 調達公告 一般競争入札の実施（病院局総務課）

◇ 調達公告 一般競争入札の実施（病院局総務課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第四条第一項の規定に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その基本方針を鳥取県農林水産部農政課及び各地方農林振興局農業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手育成畑地帯総合整備事業久米ヶ原地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年六月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字草谷二〇五二の一六、中山町松河原字芋ヶ谷一六〇六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立一〇二九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告

示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立の免許の年月日及び番号

平成八年四月十六日 鳥取県指令漁港第二百五号

三 しゅん功認可の年月日

平成九年六月二十日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一八の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港南防波堤灯台(北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒) から一二六度四三分一二秒、一一〇・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一七六度三五分二四秒、七・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から八六度三〇分三六秒、一〇九・七〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三五六度〇六分三六秒、七・八〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二六六度四九分四八秒、二四・九〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二六四度四七分二四秒、一四・四〇メートルの地点

(三) 面積

八五二・〇〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第四百四十五号

平成九年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。))第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるもの(以下「特定調達契約」という。)の一般競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、平成八年一月鳥取県告示第十九号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づいて認定された資格については、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 資格区分

資格は、別表の上欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。

二 申請の方法

1 申請書の入手方法

建設工事入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)の入手方法については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。

2 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設係(〒六八〇一七〇 鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七―二六―七三四七)へ提出すること。なお、郵

送も可とする。

- (一) 建設業許可証明書
  - (二) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（所定の様式によること。）
  - (三) 営業所一覧表（所定の様式によること。）
  - (四) 工事経歴書（所定の様式によること。）
  - (五) 登記簿謄本（法人の場合）
  - (六) 使用印鑑届（所定の様式によること。）
  - (七) 印鑑証明書
  - (八) 審査基準日（平成七年十月一日から平成八年九月三十日までの間に係る直近の営業年度の終了の日をいう。以下同じ。）における経営事項審査結果通知書の写し
  - (九) 委任状（委任する場合）
- 3 申請の時期  
随時
- 4 申請書等の作成に用いる言語
- (一) 申請書は、日本語で作成すること。
  - (二) 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 四 一般競争入札に参加することができない者  
次に掲げる者には、資格を付与しない。
- 1 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者
  - 2 審査基準日における法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
  - 3 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日の直前の二営業年度において工事施工金額のない者
- 五 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

六 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十年三月三十一日までとする。

鳥取県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前	変更後		
一八二号	米子市福市字御所原五七八地先から同市長砂町七八三―八地先まで	七・〇	二・三	三五・〇	二、九四七・〇

鳥取県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

淀江インタ ー線		鳥取港線		路線名	坊領淀江停 車場線		路線名
変更後	変更前	変更後	変更前	変 更 前 後 別	変 更 後	変 更 前	変 更 前 後 別
西伯郡淀江町大字福岡字鯖田一九 六九一―地先から同町大字今津字 岸ノ前一四四―地先まで	西伯郡淀江町大字福岡字鯖田一九 六八地先から同町大字今津字岸ノ 前一四四―地先まで	鳥取市賀露町字西浜一七五七―一 二七六地先から同字一七五七―八 五九地先まで	鳥取市賀露町字西浜一七五七―一 七―八五九地先まで	区 間	西伯郡淀江町大字福岡字鯖田一九 六七地先から同字一九七六―一―地 先まで	米子市大篠津町字中津賀二五四五 ―二地先から境港市小篠津町字角 藪五五〇―一―地先まで	区 間
一四・〇 二四一・〇	一四・〇 一一二・〇	一九・四 四七・五	一四・五 一六・〇	敷地の幅員 (メートル)	一七・五 三〇・〇	八・〇 二九・〇	敷地の幅員 (メートル)
一、一五二・〇	一、一五二・〇	二五九・〇	一〇・〇	敷地の延長 (メートル)	一三〇・〇	一、〇六三・〇	敷地の延長 (メートル)

鳥取県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成九年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町  
一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八一号	米子市福市字御所原五七八地先から同市長砂町 七八三―八地先まで	平成九年七月一日

鳥取県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町  
一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
米子境港線	米子市大篠津町字中津賀二五四五―二地先から境港市小篠津町字角籾五五〇―一地先まで	平成九年七月一日
両三柳後藤停車場線	米子市米原二丁目二六二―一地先から同市米原一丁目一五九六―一地先まで	〃
淀江インタ―線	西伯郡淀江町大字福岡字鯖田一九六九―一地先から同町大字今津字岸ノ前一四四―一地先まで	平成九年七月七日
坊領淀江停車場線	西伯郡淀江町大字福岡字鯖田一九六七地先から同字一九七六―一地先まで	〃

**鳥取県告示第四百五十号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月十九日 鳥取県指令都計三―一第一号

二 工区（第四工区）に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字山王

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇―五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

**鳥取県告示第四百五十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十一月二十七日 鳥取県指令米土維十第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳一五三六

瀬川 博子

**鳥取県告示第四百五十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月二十四日 鳥取県指令都計三―一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町分上二丁目二五五  
株式会社サンマート  
代表取締役 岩崎 八郎

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」とい  
う。)第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成9年6月27日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験の期日  
平成9年10月8日(木)及び9日(木)
- 2 試験の場所  
鳥取市東門一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
  - (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
  - (2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政(生活を含む。)に  
ついての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農 業 経 営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物 生理 土壌肥料 微生物学 生物化学 食品化学 及び食品加工 畜産 家畜衛生 農業水利及び土 地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計 学及び情報処理
生 活 経 営	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄 養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物 学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農 村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康 管理 農村社会学 統計学及び情報処理	

- (3) 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験(以  
下「択一・記述試験」という。)とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の  
欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。
- (4) 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択し  
た基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・  
記述試験にあつては3項目を、論文試験にあつては1項目を選択するものとする。  
その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択するこ  
とができる。
- (5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
- 4 受験資格  
試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者(条例第5条第1項又  
は第2項の規定の適用を受ける者を含む。)とする。  
なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の課程の区分に応  
じ、同欄に掲げる課程ごとに同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履  
修していることとする。

課 程	履 修 科 目
生 物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壌学 統計学
化 学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化学 食品化学 微生物学 生理学 統計学
機 械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 電気工学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土 木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材料学 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建 築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保 健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健学 保健管理学 人類生態学 統計学
法 律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学
経 済	経済原論 経済政策 金融論 会計学 経営学 農業経済学 地域経済論 統計学 会計学 経営学
経 営	経営学原理 会計学 簿記 マーケティング論 生産管理論 経済原論 経済政策 統計学
社 会	社会学原理 農村社会学 産業社会学 社会心理学 社会調査 家族社会学 地域社会学 統計学
教 育	教育原理 教育心理学 教科教育法 教育史 発達心理学 青年心理学

- 5 受験願書の受付期間  
平成9年7月1日(火)から同年8月20日(水)まで(郵送による場合は、平成9年8月20日(水)までの消印のあるものに限りに受け付ける。)
- 6 受験願書の提出先  
〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課
- 7 受験願書の添付書類  
ア 履歴書  
イ 受験資格を有することを証明する書類  
ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)
- 8 受験手数料及び納付方法  
(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。  
なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。  
(2) 既納の手料は、還付しない。
- 9 合格者の発表  
試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。
- 10 その他  
(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。  
(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。なお、その交付を郵便により請求する場合は、130円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。  
(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課(電話 0857-26-7274)に照会すること。



鳥取県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成9年6月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成9年10月24日(金)午前9時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5

県民文化会館第4会議室及び第5会議室

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識についての項目により行う。

必須項目	林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識)及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下「大学」という。)において林業に

関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成10年10月23日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成9年10月24日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)による検定(以下「検定」という。)に合格した者で、卒業又は検定合格後平成9年10月24日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

5 受験願書の受付期間

平成9年8月1日(金)から同月29日(金)まで(郵送による場合は、平成9年8月29日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課(持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。)

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書

イ 4の(1)に該当する者については、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年6月27日

鳥取県病院事業管理者 岩 宮 緑

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

R I 診断装置 一式

(2) 調達案件の条件等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成10年1月30日(金)

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院中央放射線室

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 4の(2)に該当する者については、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び

4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 4の(3)に該当する者については、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定申請書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同筒すること。

(3) 試験の詳細については鳥取県農林水産部林務課（電話 0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。

(2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が医療機器のA等級に格付けされている者であること。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づき医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

(5) 平成9年6月27日(金)から同年8月8日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局  
鳥取県立厚生病院事務部管財課

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先  
〒682 倉吉市東昭和町150  
鳥取県立厚生病院事務部管財課用度係  
電話 0858-22-8181（内線320）

(2) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所  
平成9年8月8日(金)午後2時（ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成9年8月8日(金)正午までとする。）  
鳥取県立厚生病院中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項  
(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封し

て提出しなければならない。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、入札書の提出場所に平成9年8月7日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金  
免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号、以下「規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると鳥取県当病院事業管理者が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radio Isotope Diagnostic System, 1 set
- (2) Time—limit for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 7, August, 1997
- (3) Time—limit for the submission of tenders: 2:00 PM 8, August, 1997 (Tenders submitted by registered mail 0:00 PM 8, August, 1997)
- (4) Place of contact for the notice: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital  
150 Higashishowa—machi Kurayoshi—shi 682 Japan TEL 0858-22-8181 ex. 320